

放課後児童健全育成事業（学童保育所）における設備及び運営に関する基準について

1 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の現状

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置付けられた。

学童保育所の数と登録児童数は共に年々増加しており、平成25年には、2万か所を超え、登録児童数も約90万人となっている。また、学童保育所を利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689人となっている。

現在、国として事業のあるべき水準を示しているのは、「放課後児童クラブガイドライン」（H19.10.19 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と「国庫補助基準」（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（H19.3.30 文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の基準を制定する背景

子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされた。厚生労働省令の基準については、社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置して検討が進められ、平成25年12月25日に報告書がまとめられ、平成26年4月30日に公布された。なお、省令上の基準として定められたもののうち、放課後児童健全育成事業（学童保育所）に従事する者及びその員数については従うべき基準とし、それ以外は参酌すべき基準とされている。

【条例で定める基準についての概要】

- 基準の総則（一般原則等）（参酌すべき基準）
- 従事する者及びその員数（従うべき基準）
- 施設・設備（参酌すべき基準）
- 開所日数・開所時間、集団規模（参酌すべき基準）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの